

## 病児・病後児保育利用のめやす

疾患名	病児保育受け入れ基準
インフルエンザ	解熱後 24 時間経過してから。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから。
おたふくかぜ	発病後 5 日を経過してから。
水痘	すべての発疹が、かさぶたになってから。
溶連菌感染症	有効な抗生剤の内服開始後 2 4 時間を経過してから。
手足口病	高い熱がなく、症状が安定している。
ヘルパンギーナ	高い熱がなく、症状が安定している。
アデノウイルス感染症	高い熱がなく、症状が安定している。
RS ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失している。
マイコプラズマ感染症	高い熱や激しい咳が治まっている。
下痢	ある程度症状が回復し、経口摂取ができる。 ※在籍の園、学校などでノロウイルス、ロタウイルスが出ている時は、利用できない場合があります。
嘔吐	ある程度の経口摂取ができる。 ※病児保育中に複数回の嘔吐がみられた場合はお迎えをお願いしています。
骨折・脱臼	援助を受けながら食事や移動、排泄が出来れば利用可能。
新型コロナウイルス感染症	<u>利用できません。</u>
麻しん	<u>利用できません。</u>
風しん	<u>利用できません。</u>
ロタウイルス	<u>利用できません。</u>
ノロウイルス	<u>利用できません。</u>

※上記以外でも、お子様の状態によっては受け入れができない場合があります。